

# 平成 24 年度第 2 回情報選定専門委員会

## 議事録

日時：平成 25 年 1 月 25 日（金）

場所：東京都健康安全研究センター一本館 2 階 会議室 2 A

## 開 会

午後 1 時 5 5 分

○垣食品医薬品情報担当課長 定刻より若干早目ですが、ただいまより平成 24 年度第 2 回情報選定専門委員会を開催いたします。

議事に入るまでの間、私、東京都健康安全研究センター企画調整部食品医薬品情報担当課長の垣が進行を務めさせていただきます。着座にて失礼します。どうぞよろしくお願いたします。

開催に当たり、健康情報解析担当部長の大地よりご挨拶を申し上げます。

○大地健康情報解析担当部長 健康情報解析担当部長の大地と申します。

本日はお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回は第 2 回目の情報選定専門委員会ということで、前回に引き続きまして食品安全情報評価委員会に報告します情報につきましてご議論いただく予定となっています。委員の皆様方からの忌憚のないご意見をいただければと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

○垣食品医薬品情報担当課長 本委員会の開催には、東京都食品安全情報評価委員会規則により過半数の委員の出席を必要としています。本日は 5 名の委員の皆様にご出席いただいています。委員会は成立していますことをご報告いたします。

それでは、以降の進行につきましては座長の志村委員にお願いしたいと思います。

志村座長、よろしくお願いたします。

○志村座長 それでは、議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いします。

○館山食品医薬品情報係長 本日の資料といたしまして、次第、委員名簿、事務局名簿、座席表の次に、資料 1 の情報判定シートが 1 ページから 5 ページ、資料 2、収集情報「洗剤等の化学物質の誤用・混入等による食中毒について」が 7 ページから 23 ページ、資料 3、「たべもの安全情報館」（インターネット情報提供サイト）で新たに提供した情報についてが 25 ページから 29 ページ、31 ページが資料 4 「第 21 回食の安全都民フォーラムを開催します！『あなたはどうか考える？ 食品添加物とのつきあい方』」以上です。

○志村座長 ただいま資料の確認を行いました。

次に、本委員会の公開について確認します。

会議は原則として公開となります。ただし、「東京都食品安全情報評価委員会の運営につ

いて」の第3の規定によれば、「会議を公開することにより、委員の自由な発言が制限され、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」、「会議において取り扱う情報が、東京都情報公開条例第7条各号に該当する場合」は、会議の全部または一部を非公開とすることができることとなっています。

今回の議事及び資料の公開か非公開かについて、事務局でお考えはありますか。  
○垣食品医薬品情報担当課長 事務局といたしましては、本日の資料は全て公開でと考えています。

○志村座長 それでは、お諮りします。

今回の会議は全て公開ということでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議事(1)収集情報の検討に入ります。

食品安全情報評価委員会に報告する情報を選定するため、委員の皆様からご意見をいただきたいと思えます。今回の収集情報は1題です。収集情報について、事務局から説明をお願いします。

○館山食品医薬品情報係長 資料2「収集情報『洗剤等の化学物質の誤用・混入等による食中毒について』」をご説明します。まず、資料2を1枚めくっていただいて、9ページから11ページのA3判の表をごらんください。

こちらは平成14年から平成24年までの国内における洗剤等の誤用・混入等による食中毒事件一覧です。洗剤等の化学物質の誤用・混入等による食中毒は、年間を通じて全国で数件発生しています。

11ページのめくったほうをごらんください。25番にあります。平成16年に1件、酒ダレに使う酒と間違えて廃油処理剤を使用した食中毒がありました。その後しばらく食中毒の発生は都内ではありませんでしたが、また9ページに戻っていただきまして、平成23年に2件、24年にも2件発生しました。9ページの2番、3番、5番、8番がその内訳になります。

2番は、飲食店で天ぷらを揚げる際に、油と間違えてパイプ洗浄剤を使用したものです。油とパイプ洗浄剤を同じ場所に保管しており、容器がよく似ていたために間違えたという事例でした。

3番は、天つゆをつくる際にみりんと間違えて、施設内で使っていた洗濯用洗剤を加えてしまったものです。みりんと洗剤を同じ場所で保管していたのが原因でした。

5番は、施設清掃用の洗剤を焼酎のビンに詰めかえていたために、焼酎と間違えて提供してしまった事例です。焼酎のラベルはそのままにしており、洗剤の表示はしていなかったため、詰めかえた従業員とは別の従業員が焼酎として提供してしまいました。

8番は、ゆず茶をつくる際に、希釈した漂白剤を水として使ってしまった事例です。希釈した漂白剤を入れている容器と水を入れている容器が同じ形であったため、漂白剤を扱っていた従業員とは別の従業員が水だと思って提供してしまいました。

このように洗剤等の化学物質による食中毒の発生要因には幾つかのパターンがあり、発生要因が明らかであった15件のうち4件は、洗剤等を食品の空き容器等に詰めかえたために誤って使用したものです。4件は、洗浄中の容器に入った漂白剤等を水と誤認して提供したものです。5件は、洗剤等と調味料の容器が似ており、調味料類と洗剤を混在して保管したために誤って使用したものでした。

ここには食中毒と判断された事例を挙げましたが、洗剤等を誤って提供しても症状を訴える人がおらず、食中毒とならなかった場合には数として把握できないこともあります。

続きまして、13ページをごらんください。こちらは日本中毒情報センターが電話サービス「中毒110番」において、2011年に一般市民、医療機関、賛助会員から相談電話を受けた件数の集計結果です。問い合わせの87%は一般市民、11%が医療機関です。

13ページの「はじめに」の中ほどに記載されているのですが、埼玉県の自治会がペットボトルに殺虫剤を小分けして住民に配付し、2名が誤飲して意識不明の重体になる事故がありました。

次に、17ページをごらんください。中毒110番が受けた件数を、起因分類別に年齢別で集計したものです。5歳以下では、家庭用品の上から4番目に入っていますが、洗浄剤は4位です。右に移りまして、6～19歳では洗浄剤が1位です。

次のページをごらんください。20～64歳でも洗浄剤が1位。65歳以上では2位となっており、洗浄剤の誤飲に関する相談が多いことがわかります。

19ページをごらんください。これは家庭用品の品目ごとの内訳を示した表です。中段以降に洗浄剤の内訳がありますが、洗浄剤の中では漂白剤が1位です。

続きまして、一番最後の23ページをごらんください。日本中毒情報センターではホームページにおいて消費者への普及啓発を行っており、このように化学製品をペットボトルなどの飲料・食品容器への移し替えをしないような注意喚起を行っています。

続きまして、資料1の情報判定シートをごらんください。めくっていただいて、3ペー

ジに委員の皆様のご意見をまとめました。

自由意見としましては「既に洗剤等の化学物質の誤用・混入等による食中毒の報告はあるが、事件が少なくならないため、注意を喚起する必要がある。危険性を認識しやすい工夫を考え、情報提供が必要」、「検討したい内容だが、日本中毒情報センターの報告では単なる事故発生件数とその内訳のみなので、都民への注意喚起は『乳幼児の手の届くところには化粧品やたばこを置かないでください』のみにとどまるのではないか。ペットボトルへの移し替え厳禁も重なるが、それでもよいか」、「健康被害が確認されている事例数から判断すると都民への情報提供が必要と思われるが、原因施設のほとんどが飲食店である。飲食店等への行政指導を徹底すべき案件と思われる。一方、中毒110番への問い合わせ事例を見ると、一般市民からの問い合わせ件数が多い。この件数から判断すると、速やかに都民に情報提供すべき案件と思われる。しかし、対処方法等は事例ごとに異なり、緊急かつ専門的な処置が必要な問い合わせも多いと思われる。このような現状から判断すると、本委員会で検討すべき案件か否かの判断に迷う」というご意見がありました。

3人の委員から評価委員会で総合的な検討の必要性があるという判定をいただいておりますが、お1人は検討に見合う情報かどうかというところでクエスチョン、お1人は判定保留となっています。以上です。

○志村座長 どうもありがとうございました。事務局から説明がありました情報収集について、ご意見をいただきたいと思います。どうぞご自由にお願ひします。いかがでしょう。

○牛島委員 ちょっと訂正させていただきたいのですが、私は2番目のところに評価を書きました。評価方法の①の「現在、健康被害が生じていないか」という部分に力点をおいて最初読み始めたので、×にしましたが、どちらかというとな全体的に見ると三角程度にさせていただきたいと思います。

○志村座長 では、今バツがついているところを三角にということによろしいでしょうか。

○牛島委員 はい。

○志村座長 ほかに何かご意見はありますでしょうか。

実際にはこういった具体的な事項の例があるということで、そういう意味ではこれを親委員会へ上げるかどうかというあたりのところをぜひご検討いただいて、もし仮に上げるとしたらどういう形で上げていったらいいかということもご意見をちょうだいできればと思います。

飲食店で生じた事故例が幾つかあって、東京都では5件発生したということがあろうか

と思います。J P I Cの報告の一覧を見ますと、5歳以下の方の洗浄剤による中毒例がかなり多いという認識があります。たばこと化粧品はもちろんだいですが、洗浄剤に限ってみても、数としては2,000近くあるということです。

こういった場合のもう少し詳しい情報はあまりないのですか。飲み物と間違えてしまうということなんでしょうか。

○穠山委員 昨年新聞で記憶があるんですが、多分、東京都だったと思いますが、夜の飲食店の従業員が清涼飲料水のビンに小分けした洗浄剤を入れて、自分のうちに持って帰って、たしか誤飲した事故の新聞報道があったような気がします。それはこの中に入っていないようです。

○鈴木食品医薬品安全担当部長 同じようなことを思い出しまして、新聞の切り抜きを持ってきました。昨年10月20日に26歳の女性が、多分コーヒー缶でしょうか、アルミ缶の中に洗浄剤を入れて、自宅で使おうと思って職場で小分けして持って帰る途中、東京メトロ丸の内線の本郷三丁目駅で爆発して、14人が負傷するという事故が起きました。

このときは容器がアルミで、中に水酸化ナトリウムが入っていました。私も毒物及び劇物取締法を所管していますが、濃度の規制の低いものと法的な規制がないもので、自宅に持って帰ろうとして洗浄剤を入れかえて、水素が発生して爆発したというような事故がありました。

これらの洗浄剤には、容器に、移し替えないとか、金属と接触させないとか書いてあるわけですが、そういう注意書きを十分読まずに、缶の中に入れかえて爆発しました。

また、毒劇物ということで、農家で使われている農薬を飲料用のものに入れかえて放置して、それを家族の方が飲んでしまうという事故が起きて、法改正につながりました。法律の中では、毒劇物は飲食の容器に入れかえないという法的な事項になっています。

都でつくっている毒劇物の取扱いパンフレットの中でも、毒劇物を飲食物の容器に入れかえないようにという啓発をしているところです。ただ、毒劇物だからだめで、ほかのものならいいということではなく、やはりペットボトルなどに飲食物ではないものを入れなないということが原則です。ですからどんな薬品でも、例えば洗浄剤でも何でもそうですが、ペットボトルや普通のコップとか、飲食用の容器に入れ替えないという啓発が必要だと私どもも思っています。

○穠山委員 食中毒という観点ではなくて、思い出したので、すみませんでした。

○大地健康情報解析担当部長 先ほどの委員長のご質問の5歳以下のデータなのですけれ

ども、詳細が手元にはないのですが、こちらの資料の17ページに5歳以下で約2,000件とあります。その内訳を見ますと、先ほどの鈴木部長の話とは一方で違いまして、やはりお子さんですと、手の届くところに置いてしまって、単純に漂白剤、化粧品、医薬品を誤飲してしまったということが想定されると思います。

私も特別区にいるときに、家庭内の乳幼児の事故防止対策をやっていましたが、その際にもやはりたばこ医薬品の誤飲が5歳以下で特に多いというデータを集計したことがありますので、恐らくそういった関連だと思います。

○志村座長 そうしますと資料の23ページの中毒情報センターのほうで、「移し替えだけでなしに、漂白剤等はお子さんの手の届かないところにしっかり保管しましょう」みたいな情報はもしかしたら必要だと考えてよろしいでしょうか。

移し替えのことにについてはよくわかっているけれども、場合によっては洗浄剤等をそのままというケースも中にはあるかもしれないと考えてよろしいでしょうか。

○垣食品医薬品情報担当課長 平成23年度の家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告の一部に載っているものを手元に持っていますが、哺乳瓶に消毒剤を溶かしておいておいたときに、誤って母親が子供に飲ませてしまったという、保護者の過失で子供に誤飲させる事例も散見されました。

あと父親の仕事場で仕事用に保管していたペットボトル入りのシンナーを2歳3カ月の子供が少量を飲んでしまったとか、誤飲して危険なものは飲料用ボトルに移し替えないようにしましょうみたいなことが、23年度の集計と合わせて個別の内容がインターネット上に若干載っています。

○志村座長 ほかに何かご意見はありますか。

○矢野委員 判定保留は私なんですけれども、非常に悩みました。

最初に9ページからの実際の事例について見ますと、ほとんどが食中毒に至ったということですので、飲食店の中での容器の取り違えということになります。消費者というか、都民という立場からいくと、これは防ぎようがないということを感じたのが一つです。

あと、後ろに続いています中毒110番のお話とは、発生の要因というか、どういう経緯で発生したのかというのが全く違うものになっているので、対策として公表するにしても、変わってくると思います。洗剤や殺虫剤等を食品容器に詰め替えないというのは最初の飲食店での食中毒の事例には有効だと思いますが、後ろの17ページ以降の中毒110番の事例ですとちょっと違うのかなと。

余談ですけれども、5歳以下のところの洗浄剤で、志村座長が「誤飲なのか、何なのか」と最初におっしゃいました。うちの三十数年前の経験なんですけれども、いつも子供のおやつのお皿においしいものを入れて与えていたので、子供はお皿に入っていればおいしいものだと思っていました。

さらに、うちの台所で仕事をしているのをよく見ていたらしくて、たわしに洗剤をつければよかったんですけれども、いつも食べ終わったお皿に直接洗剤を入れて洗っていたのを見ていて、ある日子供を1人にしておいてうちの者が外の買い物から帰ってきたら、お皿に洗剤を入れて一生懸命なめて、にこっと笑っているのを目撃しました。これは大変だと、まさに中毒110番と同じ状況で、しばらくするともし始めました。言われているとおり大量に水を飲ませて、吐かせて、近くの小児科に連れて行って事なきを得たという状況があります。

最初の飲食店で起こった事例と中毒110番の事例は、対応策として何か提案するにしても、発生要因によって対応が随分変わってくると思います。その辺をどこまで見きわめて、どう情報提供していけばいいのか迷っているところです。

中毒110番のほうも、洗剤から始まって医薬品、農薬までいろんなものがありますから、慢性毒性的で大したことはないという事例と、微量であっても大変なことになる、極端な話では死に至るような場合もあります。

恐らく中毒110番のほうも対応策を、消費者といいますか、電話をかけてきた人にアドバイスをする方法が随分変わっていると思います。緊急だったら例えば救急車ですぐ行きなさいとか、その程度だったら水を飲ませて寝かせておけば大丈夫ですよとか、いろいろあると思います。その辺を情報選定専門委員会でひっくるめてまとめて何とかできるのかなというのは、判定保留で非常に迷っているところです。迷っている気持ちの内を説明させていただきました。

○牛島委員 5歳以下の子供の話が出たんですけれども、確かに件数も多いし、たとえ洗浄剤が順位が下のほうにあっても、ケースとしても非常に多いということがあります。その問題でも、さっきお話しいただいたように、誤って飲むというのは本人たちが知らないということが当然あるわけで、そういったことになってくると思います。

こういった都のほうからの啓発と同時に、親御さんは母子健康手帳を持っていますから、母子健康手帳の後ろのほうに大体どんなものが危険であるとか、どういった大きさのものを口の中に入れたら危ないとか書いてあるので、いろんな面からだどこちらも利用してい



ただけます。そちらのほうももう一度チェックして、含まれていることを確認していただければ、いろんな手の一つとしてそれも利用できるのではないかという気がします。

確かにペットボトルは便利でこぼれにくいということがあって、いろんな利用の仕方があります。現実的にペットボトルに消毒剤を入れたりしているところがあり気になっていました。危険なものを希釈して使うものに関しては、希釈するものを入れるような容器を、例えばペットボトルなら赤色にするとか形を違うようにするとか、そういった附属品みたいなものも備えて売るといった形にするとより危険性が少ないのではないかと。キャップも赤ではっきりしているようなものにするとか、そういった手もあるのではないかという気がします。

当然危険性があるものは、つくった人以外の人が間違っ使用する場合もあるし、つくった人でもうっかりしてそういったことも起こることが現実的にはあると思います。希釈するものに対しての別な容器も考えればいいのかという気もします。

○志村座長 ありがとうございます。

ほかにどなたか、ご意見はありませんか。

○齋藤委員 私も矢野委員と同じように、今回話し合っ本委員会に持っていくのにどうかかと、とても悩んだ1人です。何もしないことはできないんだけど、特に日本中毒情報センターの資料の件数によると、ついこの間もテレビで去年どういった中毒が多かったかという、子供に対してたばこの誤飲がとても多かったという報道がなされていました。

それはずっと前から言われてきたことで、どうしてたばこや灰皿を子供の手の届くところに置いておくのかとか、じゃあどこに置けばいいのかという、またそれも難しいと思いますけれども、ずっと言われてきたことなのに大人側の注意が足りないがために子供が犠牲になってしまうということを、この間の報道を見ても感じました。

たばここと、件数的にも驚いたのは化粧品です。たばこに関する件数よりも化粧品のほうがずっと件数も多いです。あと洗剤というのは、化粧品のクリームぐらいがちょっと口に入ると、洗剤がちょっと口に入るとではかなりダメージが違うのではないかと思います。どうして5歳以下の子供がいる家で、これだけ無防備にされているのかなと。

自分が乳幼児を持っていたときを考えると、しまう場所にも気をつけていたので、とてもびっくりしているところです。やはり、これだけの件数が出てきていることを考えると、何かこちらからアピールできることがあればしなければいけないという気持ちはしていま

す。

ただ、資料の一番最初のほうにある飲食店においてペットボトルに移していたとか、調味料の近くに置いていたとかいうことで提供されたことと、中毒センターに寄せられているものとは種類が違って、同じような形での話し合いで注意喚起をしていくとなると、まとめ方がとても難しいと思います。

中毒情報センターのほうでは、どういう形で5歳以下が特に多いのか。件数と商品名だけしか書かれていないので、どういうふうに注意喚起を行っていけばいいのか。商品そのものについては、例えば化粧品やシャンプーでも「乳幼児の手の届かないところに置いてください」ということは、とても小さな字ではありますが、商品一つ一つにほぼ間違いなく書いてあることです。

乳幼児のいる家庭に対してもっと注意喚起を促していかなければいけないというのは、果たしてこのホームページからの呼びかけだけでいいのか。先ほど牛島委員からもお話があったように、母子手帳などを活用して、特定な人だけへのアピールの仕方も考えていったほうが良いと私も考えたところです。

資料の最初のほうに書かれているものと、中毒情報センターに書かれているものを同じような形で議論していくのはちょっと難しいという気がしないでもないんですけれども。そんな感じです。

○志村座長 どうもありがとうございます。ほかにはいかがでしょう。

事務局から、よろしくお願いします。

○館山食品医薬品情報係長 今回の齋藤委員のお話に関連してなんですが、子供の誤飲に特化した普及啓発というのは食品衛生の部局ではやっていませんが、ほかのところで取り組みがされているものがあります。日本中毒情報センターでも挟んでいるものとはまた別のものを出していて、「大変危険です。子供の誤飲！」という形で、子供の誤飲事故が多いものの例示としてたばこ、薬、化粧品、洗剤、殺虫剤、灯油、肥料、防虫剤、ボタン電池を挙げています。「大人がちょっと目を離したすきに起こります」ということで、「日ごろから危険なものを子供の手の届かない高いところか、鍵のかかるところに保管する心がけが重要です」ということを書いたものを出しています。

それから、消費者庁のほうでも子供の誤飲事故防止のリーフレットをつくって、ホームページに載せています。子供の中毒事故のうち7割は身の周りにある家庭用品の誤飲で、石油製品、ボタン電池、コイン型リチウム電池の誤飲で受診したうち2割以上が入院とい

うことです。注意点を出しているのは、「灯油、殺虫剤などの石油製品を飲んでもむやみに吐かせない。ボタン電池、コイン型リチウム電池を飲み込んだらすぐ医療機関へ」と。

事故を防ぐために気をつけることを5点挙げています。①使った後はきちんと片づける。②灯油、殺虫剤などをペットボトルなどの食品容器に移し替えない。③保管方法を工夫し、子供の成長に応じて保管場所を変える。④おもちゃなどの製品の対象年齢を守る。⑤危ないものを子供に教えるという形で、身の回りにある全般に対しての注意喚起は行政の中でされています。

○志村座長 ありがとうございます。何かご意見はありますか。

矢野委員、お願いします。

○矢野委員 委員の皆さんの中からも、また館山さんのほうからもありましたけれども、お役所的に考えるのはいささかどうかと思いますが、行政区分の中で、組織ごとの役割分担をどこに持つかで随分（違います）。

今までの検討会でやってきたものはほとんどが食品監視課といますか、食中毒といった組織の中で完結する話でしたが、今回は食品監視課でやるべきこと、それから言われたように中毒110番のところがあったり、今回の中毒110番の集計に入っていないで表現が難しいんですが、もとの衛生研究所にも来るんでしょうけれども、例えば都民の中から「昨日スーパーで買ってきたコーラにどうも毒が入っているらしいので、調べてくれないか」とか、そういった事例まで千差万別というか、いろいろ変わった要因のものが来ています。

この委員会は目的が食品の安全情報になってしまいますので、こういった事例を、食品部分をどこまで分けするかによって、それがうまく仕分けできれば、それに対する検討をということで本委員会に上げることができると思います。

現象としては同じようなものでも要因がいっぱいあって、それぞれ組織の役割分担も違うものをどこまでどう整理して、どの部分をこの委員会で取り上げるのかを仕分けする必要があると思います。

○志村座長 というご意見もありましたが、洗浄剤が食品であるか否かと言われれば、そのもの自体は食品ではないですけれども、誤飲するというご当人の立場から見れば明らかに食品と思って飲食されているということであろうという具合に、へ理屈と言え言えなくもないと思います。

それと共に、食品衛生法では人が飲食するもののうち、薬事法で定められたもの以外を

食品と規定している中で、区分は非常に悩ましいところですが、私見になってしましますが、これを上の委員会に上げるということであっても悪くはないという思いがあります。

いずれにしても、そろそろ時間ということで、ほかにご意見がなければ。

○穂山委員 食品衛生法第11条に、食品用器具、容器、包装を洗う洗浄剤は規格基準が定められています。私も忘れちゃったんですが、たしか食品を洗う際には漂白剤を入れてはいけないという規格があると思います。もし、今わかれば。

○館山食品医薬品情報係長 洗剤もいろいろ法律がかかってきまして、容器を洗うのに使っているものは、食品衛生法で規定する部分は洗浄剤になります。薬事法がかかってくる部分もありますけれども、それ以外の部分は家庭用品のところでカバーしています。

法律がかかるものとかからないものがあるって、今回の場合は全部が入ってしまっている感じです。

○穂山委員 だから、ここは区分をするというか、当然食品として誤飲するということでよろしいかと思います。

○志村座長 なかなか難しい問題だと思いますが、そろそろ取りまとめをしたいと思います。

まず、収集情報について、情報判定シートにある判定に当たっての視点に従って情報選定専門委員会としての判定をまとめたいと思います。事務局にお尋ねしますが、このシートの1から6までのところで丸、三角、バツの判定をするということによろしいでしょうか。

○垣食品医薬品情報担当課長 いろいろと意見が出ていたので、まとめていく中でもお話に出ていたように、食品衛生の分野としてどういったところで区切りをつけながら情報を整理していくかというところは、最後まで議論の中に残っていたと思います。

皆さんからいただいたご意見の中で、まず情報収集の視点については、年に数件ですが、飲食店を含めて健康被害が発生していたり、家庭での誤飲による事故も発生している状況の中で、①の健康被害の未然防止については三角もしくは丸という形で、②危害の拡大防止については一部中毒110番などで、また消費者庁で普及啓発に努めていますが、それと危害の拡大防止の視点で何か出せるようなものがあればやっていってもいいのではないかというご意見も出ていたと思います。

あと③正しい情報提供というところでは、丸か三角かというところだったと思います。

④検討に見合う情報かというところで、これについてもおおむね丸という形でご意見をいただいたと思います。

⑤総合的な検討の必要性については、矢野委員からも具体的に出ていましたけれども、食中毒自体は飲食店で発生していて、飲食店に対する指導と中毒110番に挙げられている誤飲事故との切り分けをするのかしないのかというところで、情報の取り扱いを分析とか評価して出していくに当たって、その整理が事前に必要ではないかというご意見だったと思います。

⑥緊急な情報提供の必要性については、過去からある食中毒なり事故であるけれども、そういうことが引き続き起こっているのであれば情報提供してもいいのではないかというようなご意見をいただいたと思います。

○志村座長 どうもありがとうございます。いずれにしてもこの委員会でさらに詳しくというよりは、上の委員会でご検討いただいて情報提供の仕方等についても探っていただく方向だと理解していますが、いかがでしょうか。

上の委員会に上げないということではなしに、上の委員会でご検討いただくということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、この点についてはご了解いただけたと思います。

ということで、事務局のほうでのご確認はよろしいですか。

○垣食品医薬品情報担当課長 今回の専門委員会でご討議いただいた内容で、ご意見を踏まえて評価委員会のほうにこの情報を上げるということでまいりたいと思います。

○志村座長 どうもありがとうございます。それでは、本日の収集情報を次回の評価委員会にご報告したいと思います。

次に、報告に移ります。まず「たべもの安全情報館」で新たに提供した情報について、事務局からご説明願います。

○館山食品医薬品情報係長 資料3「『たべもの安全情報館』(インターネット情報提供サイト)で新たに提供した情報」についてご説明します。

前回の情報選定専門委員会において食品中のカフェインについてご検討いただきましたが、国レベルで情報収集している状況であり、現段階では評価委員会での検討は見送るという結論でした。

ただし、必要であれば食品安全委員会のファクトシートをかみくだいた内容のホームページ

ジコンテンツを作成し、ファクトシートにリンクを貼ることを検討してはどうかというご意見をいただきましたので、事務局で検討しました。その結果、食品安全FAQにカフェインに関する質問を1問作成することとし、先日ホームページに掲載しましたのでご報告します。

27ページをごらんください。内容について簡単にご説明します。

妊婦及び子供へのカフェインによる影響について、現時点の情報を提供することを主旨として「コーヒーを飲むと胎児に影響があると聞きましたが、本当ですか?」、「ココアやチョコレートにカフェインが含まれていると聞きました。子供が食べる量を制限したほうがよいですか?」という質問を設定しました。

回答は、摂り過ぎないように留意することを基本としています。

27ページから28ページにかけて、ファクトシートをもとに海外機関の状況をまとめています。

28ページ後段には食品に含まれるカフェイン量を表にまとめていますが、こちらはファクトシートと29ページの最後にある参考文献をもとに作成しています。

28ページから29ページにかけて、妊婦と子供について、海外機関が設定した1日当たりの悪影響のない最大摂取量を食品に換算するとどのぐらいの量になるのかを図で示しました。カフェインのFAQ案を作成した後、現在行っているFAQ改訂の委託調査において、消費者へのインタビュー調査の際に案に対するご意見をいただきました。これに基づく分析結果を参考に案を修正し、掲載した内容としました。以上です。

○志村座長 どうもありがとうございます。ただいま報告のありました件について、ご質問やご意見がありましたら、どうぞよろしくお願ひします。いかがでしょうか。特にごいませんでしたら、先に進めさせていただきたいと思ひます。

○矢野委員 もし時間がありましたら、せつかくこの参考文献の著者がいらしてひますので、若干説明していただひたらどうでしょうか。

○守安薬事環境科学部副参事研究員 薬事環境科学部の守安と申します。

著者と申しましても、だひぶ古い文献になつてひまして、もう少し新しいものもあろうかと思ひますけれども、5訂増補でしょうか、文科省のほうで出されてひる数字と合わせましても数値に大きな違ひがないということで、ファクトシートと合わせ、参考にしていただきました。

文献の中身につきましては飲料やお菓子などについての含有量市場調査と、コーヒー豆、

紅茶の葉、ココアを実際に自分で抽出したときにどのぐらい出るかを載せさせていただいています。そういったものから、海外の摂取目安量に照らし合わせたとき、食品にして実際にどのぐらいの量になるかをこの図にあらわしています。

ただ、前回の情報選定専門委員会するときにも質問がありましたけれども、最近ドリンク剤の中に大変高濃度なもの、眠気防止といったものもありまして、そういったものについてはこのときのデータよりも若干高目のものがあると思います。それでも、日本の場合ですと、ざっくり見まして、1回の量ですけれども、例えばドリンク剤1本に対して高濃度のもので100から150ミリグラム程度の数字かと思います。

ですので、海外ではエナジードリンク、モンスターエナジーといったものはカフェインが高濃度に入っていて、心臓に影響があるというお話がありましたけれども、海外の場合ですと1本710ミリリットルを1日にマックス2本まで飲むというように、日本とは飲み方が違いますので同じような話にはできないという状況になります。

中身の説明にはあまりなっていないかもしれないですけども、以上です。

○志村座長 どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

○穂山委員 細かい話になりますが、東京都食品安全FAQの記載方法で、単位と数字の間にスペースをあけたり、あけなかったり、統一されていないような気がします。

例えば27ページの下の方角のカナダ保健省の記載の中では単位と数字の間にスペースがあいていますが、それ以外はありません。ちょっとしたことなんですけれども、誤解を受けるので統一してほしいということと、あとミリリットルのリットルは1と間違いやすいので、今の動きとしてはLにしています。だから、リットルをLと記載しておけば誤解されないと思います。

○館山食品医薬品情報係長 では、Lのほうに訂正します。

スペースなんですけど、実際は続けて打っています。

○穂山委員 学術的なジャーナルでは、今はスペースをあけるほうが一般的です。日本薬局方とか食品衛生法とか、国の規格の文書では単位と数字の間は閉じています。

○館山食品医薬品情報係長 どちらのほうがよろしいですか。

○穂山委員 それはこの委員会で決めていただいてもいいですし、方針としてどちらのほうがいいのか。

○矢野委員 同じものに統一されているほうがいいですね。

○穂山委員 そうですね。

○矢野委員 通常は、このごろ半角のスペースが入っていますね。

○館山食品医薬品情報係長 続けて打っているのですが、フォントの関係であいているように見えてしまっているのだと思います。

○穂山委員 同じ文章の中でも、フォントが違っているということですか。「一日最大300mg」と書いてあるのに、その上の「一日最大62.5mg」はスペースがあいていますね。だから、これはフォントが変わっている可能性があります。

○館山食品医薬品情報係長 確認を合わせていたします。

○志村座長 ありがとうございます。ほかにご意見はいかがでしょう。よろしいですか。

先へ進みます。「その他」とありますが、何か報告事項はございますでしょうか。

○館山食品医薬品情報係長 資料4の食の安全都民フォーラムの開催についてご報告します。

こちらは1月23日にプレスに公表した資料ですが、第21回食の安全都民フォーラム「あなたはどうか考える？食品添加物とのつきあい方」と題しまして、平成25年2月26日に都庁第一本庁舎5階大会議場において開催します。

今回は基調講演を麻布大学の坂田先生にお願いしています。食肉製品の製造と食品添加物についてということで、食肉製品の製造について発色剤を中心にお話をいただくことと、先生がご研究されている必要最小限の使用にするための加工技術についてというところをお話いただく予定です。

パネルディスカッションでは、評価委員会の委員であります峰ひろみ先生にコーディネータをお願いして、パネリストに坂田先生、東京大学特任研究員の大石先生。こちらは食品添加物について経済学的に研究されている方です。保存料の使用が価格にどのような影響を与えるかということをお話されていますので、そのようなところをお話いただこうと思います。

そのほか、消費者の代表として、東京都のリスクコミュニケーション事業で一般都民から公募して集まっていた食の安全調査隊があります。当日、そちらの代表者4名に活動報告を行っていただくことになっていますので、パネリストにも入っていただくようにしました。

そのほか、どなたに来ていただくか決まっていますが、食品安全委員会から来ていただく予定です。あとは食品添加物製造業について、いま交渉しているところです。

パネルディスカッションでは食品添加物はなぜ使われているのか、機能や安全性等の観



点から意見交換をするということで考えています。以上です。

○志村座長 ありがとうございます。ただいま報告がありました件について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。ございませんか。

ほかにないようでしたら、最後に事務局から今後のスケジュールについてご説明願います。

○垣食品医薬品情報担当課長 今回の第2回情報選定専門委員会での選定結果につきましては、3月6日に予定しています第3回東京都食品安全情報評価委員会において報告し、収集情報の検討をしていただくこととなります。以上です。

○志村座長 どうもありがとうございました。先ほどの単位等の件に関しては事務局で検討いただいて、その文章の中での統一を図っていただければと思います。よろしく願います。

これで議事が終わりましたので、進行を事務局へお返しします。

○垣食品医薬品情報担当課長 本日は長時間にわたりご検討いただきまして、ありがとうございました。第3回食品安全情報評価委員会に向け、委員の皆様からいただいたご意見を反映して準備を進めてまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。それでは、本日の委員会はこれにて終了とさせていただきます。

閉 会

午後3時00分